

# 後期高齢者医療の保険料のお知らせ

～令和8年度から【子ども・子育て支援納付金】が追加されます～

国の法律改正に伴い、社会全体で子ども・子育て世帯を支えるため、「子ども・子育て支援納付金」が新設されました。令和8年4月から「医療分」と併せて徴収されます。詳しくは下記の保険料の計算方法をご覧ください。

## ■保険料の計算方法(令和8年度)

令和8年度は、下記のように変更になります。保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。正式な保険料のお知らせは6月中旬にお送りします。

①基礎賦課額（以下「医療分」とする）

均等割 【1人当たり保険料】 59,963円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得－最大43万円)×11.61%	=	医療分算出保険料 【限度額85万円】 ※100円未満切り捨て
------------------------------	---	---	---	--------------------------------------

②子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども分」とする）

均等割 【1人当たり保険料】 1,364円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得－最大43万円)×0.28%	=	子ども分算出保険料 【限度額2万1千円】 ※100円未満切り捨て
-----------------------------	---	--	---	--

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

令和8年度  
年間保険料

## ■均等割の軽減割合

網掛け部分に変更になります。

世帯の所得(同じ世帯の被保険者全員と世帯主の所得の合計)に応じて、均等割額が次のとおり軽減されます。

均等割額が軽減される世帯（ ～～～ 部分は給与所得者等が2人以上の場合に計算します）	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下の世帯	7割軽減
43万円 + (31万円×被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下の世帯	5割軽減
43万円 + (57万円×被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数－1) 以下の世帯	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が125万円（65歳未満の場合は60万円）を超える方

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

※令和8・9年度医療分について、7割軽減に該当する方は、さらに0.2割の減額を行っています。

※後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方は、制度加入から2年を経過する月まで別途軽減があります。

## ■保険料の支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です(申し出によって「口座振替」も可能)。

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる方は、「年金天引き」の対象とならないため、「納付書」または「口座振替」にて納めてください。なお、「口座振替」を希望される方は、保険医療課にお申し出ください。

- (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
- (3)制度の加入期間が半年未満の方